

川西町第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の体系（案）

基本方針1 いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちに <「介護予防」と「生きがい」づくりの推進>

施策の方向性	施策・事業	取組の方向性
1 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	「介護予防事業」の推進と「生活支援サービス」の検討、「住民主体の通いの場」の創出を推進する。 自立促進・重度化予防に向けたサービスの質を確保する。
	(2) 高齢者の生きがいづくりの充実	高齢者向けの教室や行事等の実施による生きがいづくりを促進する。
	(3) 高齢者の健康づくりの充実	健診や健康増進事業の実施による健康寿命の向上を図る。
2 高齢者を支える環境の充実	(1) 地域の介護予防・生活支援を担う人材・組織の育成	民生委員・児童委員、ボランティアやNPO等多様な主体のサービス体制整備のための人材・組織の育成を図る。
	(2) 高齢者の就労の支援	商工会やシルバー人材センター等との連携を図り、高齢者の社会参加を応援する。
	(3) 高齢者の主体的な活動の支援	住民による事業の立ち上げや住民活動の拠点作りを支援する。

基本方針2 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちに <「地域包括ケアシステム」の深化・推進>

施策の方向性	施策・事業	取組の方向性
1 包括的な地域ケア体制の充実	(1) 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの専門性の高揚と効率的かつ効果的な運営を促進する。
	(2) 地域ケア会議の推進	「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」機能が発揮されるような取組みを行う。
	(3) 相談体制の充実	包括的かつ継続的なケア体制とネットワークの構築を図る。
2 認知症施策の推進	(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発	認知症の人の視点に立った認知症への理解を深めるキャンペーンや認知症サポーターの養成を行い、住みやすい地域づくりを行う。
	(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を活用した地域の実情に応じた体制整備を推進する。
	(3) 認知症の人やその家族にやさしい地域づくり	認知症の人やその家族の心身負担の軽減を図り、生活の質の改善につながる支援を行う。
3 多様な生活支援の充実	(1) 生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーター・協議体の活動を通じた地域課題や資源の把握、ネットワークの構築、サービスの創出を図る。
	(2) 見守り体制の充実	地域での重層的な見守り体制の構築および軽微な生活支援サービスの提供に向けた取組支援を行う。
	(3) 家族介護者への支援の充実	介護離職の防止や介護負担感の軽減のための支援を行う。
4 医療・介護連携の推進	(1) 医療と介護の連携強化	地域の医療機関やかかりつけ医、介護関係者との連携により住み慣れた自宅での生活を支援する体制を整える。
5 権利擁護の推進	(1) 高齢者虐待防止・養護者支援	高齢者虐待の未然防止と早期発見及び養護者の支援を行い、高齢者の安心・安全を確保する。
	(2) 成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な高齢者の自己決定を尊重するとともに、制度の利用を支援する。
6 安定した居住・生活環境の確保	(1) 高齢者が安心して過ごせる居住の場の確保	施設等の確保や情報提供を行う。居住支援協議会等を活用した高齢者の居住の確保を図る。
	(2) 住宅改修の支援	住宅改修に関する相談・情報提供、住宅改修費に関する助言などにより自宅で安全に過ごせる環境を整備する。

基本方針3 からだの状態に合わせた適切なサービスが受けられるまちに <介護保険制度の健全かつ円滑な運営>

施策の方向性	施策・事業	取組の方向性
1 介護サービス基盤の充実	(1) サービス提供基盤の充実	既存サービスの提供体制の充実を図り、質の向上を目指す。
	(2) 居宅サービスの提供基盤の充実	適正なケアプランに基づくサービス量に応じた事業所の確保と質の向上を目指す。
	(3) 施設サービスの提供基盤の充実	施設入所待機者及び入所見込み者数に応じたサービスの確保と充実を図り、介護者の離職ゼロを図る。
2 介護保険サービスの質の向上	(1) 介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援	磯城郡合同のケアマネジャー連絡会議の開催や研修会等の実施による介護支援専門員の質の向上や連携強化を推進する。
	(2) 介護人材の確保と質の向上	介護従事者への支援や町内事業者と協働した人材確保に取組み、人材の質の向上を支援する。
	(3) サービスの質の確保	自己評価及び第三者評価の取組の徹底と検証及び公表を推進する。
	(4) 事業所監査指導	事業所に対し定期的な監査指導を実施するとともに、監査指導業務等の資質向上のための人材育成及び確保を図る。
	(5) 介護給付適正化事業	介護給付適正化計画を策定し効果的な適正化事業を実施する。